

顧問弁護士の委嘱等に関する訓令

昭和 61 年 7 月 21 日

警察本部訓令第 11 号

顧問弁護士の委嘱等に関する訓令を次のように定める。

顧問弁護士の委嘱等に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、顧問弁護士の委嘱等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「顧問弁護士」とは、警務部監察官室長（以下「室長」という。）の推薦により、警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱した弁護士をいう。

(委嘱等の手続)

第 3 条 顧問弁護士の委嘱は、室長が顧問弁護士推薦書（様式第 1 号）により推薦した者のうち適当と認められた者に対し、委嘱状（様式第 2 号）を交付して行うものとする。

(任期)

第 4 条 顧問弁護士の任期は 1 年とする。

2 顧問弁護士は、再委嘱することができる。

(職務)

第 5 条 顧問弁護士は、次の各号に掲げる事項に対する指導、助言を行うものとする。

- (1) 警察職務執行上の法律問題
- (2) 特定の処分又は争訟に係る法律問題

(指導、助言の手続)

第 6 条 所属長は、前条に掲げる事項について、顧問弁護士の指導、助言を受けようとするときは、室長に連絡するものとする。

2 室長は、前項の連絡を受けたときは、顧問弁護士と協議の上、日時、場所等を決定し、その旨を当該所属長に連絡するものとする。

(解任等の内申手続)

第 7 条 室長は、顧問弁護士が辞任を願い出たとき、又は死亡したときは、意見を付して、顧問弁護士解任内申書（様式第 3 号）により、本部長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 顧問弁護士に対する報酬及び費用弁償は、別に定める基準により支給する。

(事務処理)

第 9 条 顧問弁護士に関する事務は、警務部監察官室において行う。

附 則

この訓令は、昭和 61 年 7 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 5 月 31 日警察本部訓令第 23 号)

この訓令は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

【様式省略】